

第93回農地総会議事録

開催日時	令和7年3月10日（月） 午後3時24分から
開催場所	高知市役所たかじょう庁舎6階 大会議室
出席委員	大崎 恭寿・池澤 誠・植田 俊博・加藤 孝幸・長山 裕美・中島 義幸 大野 哲・森田 浩明・古田 辰雄・竹内 佳代・中島 正根・久保 壽美男 川澤 一博・中村 富貴・山脇 天臣 以上15名
欠席委員	石黒 康誠・山本 和正・前田 眞作・廣瀬 良之 以上4名
事務局出席者	宮田事務局長・上田次長・近森再任用主幹・竹内係長・谷川主任 以上5名
議題	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件 第3号議案 改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件 （同法を改正する法律 附則第5条第1項の規定による） ①貸借権設定 ②中間管理権設定・一括方式 議案外（報告） ①農地法第3条の3規定による農地取得届出の件 ②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件 ③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件 ④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件 ⑤非農地証明願の件
備考〔添付書類〕	○第93回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○令和7年度 今後のスケジュール（予定）

開 議 長	会 長	(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時24分)) それでは、只今より、第93回農地総会を開会いたします。
委員出欠状況報告 議 長	議 長	欠席委員の報告を行います。石黒委員、山本委員、前田委員、廣瀬委員の4名より欠席の報告が来ております。委員総数19名中、出席委員数15名です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することをご報告いたします。
議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長	議 長 委 員 議 長	総会会議規則第23条第2号におきまして、議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の委員が署名することと定められております。署名委員の選任につきまして、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことです。私の方で指名させていただきます。署名委員は池澤誠委員と山脇天臣委員の2名にお願いいたします。
議 議 長 谷川主任	事 議 長 議 長	只今から、議案の審議を行います。 それでは、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件。 議案書は2ページをご覧ください。 今月は13件の申請が出されております。 各申請の内容についてご説明します。議案書は3ページをご覧ください。 案件1は、朝倉丙、登記地目田、現況畑、89㎡外1筆、合計128㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図は、No.1をご覧ください。ピンクが申請地です。 申請書別添によりますと、譲受人は自営業の傍ら兼業農家として耕作を行っており、耕作不利地を除いて所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、申請地では、花卉を栽培する予定とのことです。 譲受人は農業の経験があり、農作業に従事しているほか、妻も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。 農機具については、耕運機など7台の大農機具を所有しているとのことです。 周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

また、譲受人は、いの町に居住しているため、いの町農業委員会より経営状況証明書が添付されております。耕作状況について、いの町農業委員会へ照会したところ、耕作不利地を除いて全て耕作しているとの回答がありました。

なお、本案件は所有権移転に際して農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約届が提出されております。合意解約については、後ほどご説明いたします。

続きまして、案件 2 は、朝倉丙、田、128 m²外 6 筆、合計 1,467 m²を譲受人の自宅に隣接する耕作便利のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.2 をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の自宅です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有または借入れしている農地を全て耕作しており、申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

なお、譲受人は南国市にも経営農地があるため、南国市農業委員会に耕作状況を照会したところ、全て耕作しているとの回答がありました。

農機具については、耕運機など 8 台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響がないと考えるとのことです。

続きまして、案件 3 は、横浜西町、畑、9.22 m²を耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3 をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。

譲受人は農地台帳への登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は耕作不利地を除いて所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、今回の申請地では、自家消費用の野菜と果樹を栽培する予定とのことです。

申請地は小さな面積の農地であり、譲受人の耕作する農地を斜めに分断する形で筆が存在するため、これまで譲受人が誤って自らの耕作地と一緒に耕作していたとのことです。今回、譲渡人である財務省の指摘により、そのことが発覚し申請に至ったとのことです。

譲受人は大農機具を所有しておりませんが、これまでも手作業で申請地を含む自作地を耕作しており、取得後もこれまでどおり耕作をする予定とのことです。

周辺農地への影響については、周辺は住宅地であるため特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書4ページに跨ります案件4は、申請地が布師田と大津に跨った申請となっております。布師田、田、876㎡外8筆、合計6,169㎡を親子間の生前贈与により、所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4-1からNo.4-3をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は譲渡人である父とともに申請地で水稻を栽培しており、高齢となった父の農地を全て譲り受け、今後も水稻栽培を継続していくとのことです。

大農機具については、トラクターなど3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、父とともにこれまでどおり農作業に常時従事していくので、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地は水稻作地帯にあり、これまでどおり水稻を栽培するので、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件5は、久礼野、畑、396㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、申請地では自家消費用の野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、妻も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

農機具については、耕運機など5台の大農機具を所有しているとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は津野町に経営農地があるため、津野町農業委員会の経営状況証明書が添付されております。また、津野町農業委員会に譲受人の耕作状況について照会したところ、全て耕作しているとの回答がありました。

続きまして、案件6は、大津甲、畑、49㎡を耕作便利のため、売買により所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地、緑が譲受人の経営農地です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、申請地ではユズを栽培する予定とのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、夫も農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるということです。

農機具については、トラクターを1台所有しているということです。

周辺農地への影響については、申請地の周囲に譲受人の経営農地があり、申請地は従前より譲受人が耕作及び管理しているため、特に影響はないと考えるということです。

続きまして、案件7は、介良乙、田、298㎡を兄弟間の贈与により、所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地です。

譲受人は農地台帳に登録がありませんので、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は南国市に農地を所有しておりますが、全て利用権を設定して別の方に耕作してもらっております。

今回、高齢となった兄から申請地を譲り受け、引き続き、野菜類を耕作していくということです。

大農機具は所有しておりませんが、申請地の面積が小さいため、手作業で耕作するということです。

譲受人は農業の経験があり、譲渡人である兄とともに農作業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるということです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるということです。

続きまして、議案書5ページに跨ります案件8は、土佐山桑尾、畑、1,380㎡外6筆、合計5,876㎡を贈与により、所有権を移転するという内容の申請です。

現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作及び保全管理しており、申請地ではユズを栽培する予定ということです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているほか、妻と子も農作業に従事しているため、取得後は効率的な利用ができるということです。

農機具については、耕運機を1台所有しているということです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるということです。

続きまして案件9は、春野町芳原、畑、314㎡外1筆、合計512㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.9をご覧ください。ピンクが申請地です。

当案件は、第四事前審査会では、申請地は竹林化しており、農地性があるとは認められないとのご意見がありました。このことを申請者に伝えましたところ、令和7年3月4日付けで取下願の提出がありました。取下願については、来月の農地総会で議案外の案件としてご報告させていただきます。

続きまして、案件10は、春野町内ノ谷、田、1,275㎡を混同のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.10をご覧ください。ピンクが申請地です。

混同とは、申請地に対して既に貸借権を有している譲受人が、申請地の所有権を取得すると、貸借権者と所有権者が同一となり、貸借権が消滅して所有権だけが残ることを言います。

申請書別添によりますと、譲受人は所有または借入れしている農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では水稻を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻及び長男とともに農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を栽培し、また、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件11は、春野町東諸木、登記地目宅地、現況畑、198.18㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.11をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では、露地野菜を栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど2台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周辺に農地はないため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は南国市に経営農地があるため、南国市農業委員会に耕作状況を照会したところ、全て耕作されているとの回答がありました。

また、申請地の状況について、第四事前審査会では、現地は雑草が繁茂しており、効率的な利用ができるとは認められないとのご意見がありました。この事を申請者代

理人に伝え、草刈等の対応を依頼したところ、3月7日に草刈りを行ったとの報告がありました。

これを受け、担当区域の農地利用最適化推進委員に現地確認を依頼した結果、草刈りは完了しており、特に問題はないとのご意見を伺っております。

続きまして、案件12は、春野町東諸木、田、1,022㎡を経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.12をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、同世帯の長男も会社勤めの傍ら農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、周囲は水稻作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻を栽培するため、特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件13は、春野町西畑、登記地目田、現況畑、4,081㎡を耕作便利のため、売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.13をご覧ください。ピンクが申請地で、緑が譲受人の経営農地です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有又は借入れしている農地を全て耕作又は保全管理しており、今回の申請地では、ハウスでキュウリを栽培予定とのことです。

農機具については、トラクターなど4台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻や母とともに農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地では従前からハウスでキュウリを栽培しており、取得後も、これまでどおりキュウリを栽培するため、特に影響はないと考えるとのことです。

以上、案件9については3月4日付けで取下願が提出されております。

その他の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただいております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。案件が第一、第二、

大崎委員	第三, 第四事前審査会です。第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いします。 案件 1 と案件 2 については, 担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果, 許可相当と判断しました。以上です。
議 長	次に, 第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。
森田委員	案件 3 については, 担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果, 許可相当と判断しました。以上です。
議 長	次に, 第三事前審査会の中島正根副委員長から報告をお願いいたします。
中島正根委員	案件 4 から案件 8 については, 担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果, 許可相当と判断しました。以上です。
議 長	次に, 第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	取り下げとなった案件 9 を除く, 案件 10 から案件 13 については, 担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果, 許可相当と判断しました。以上です。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。審議に入ります。 ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら, 審議を終わります。 取り下げとなった案件 9 を除く, 全ての案件につきまして, 許可することに決定いたしますが, ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。 続きまして, 第 2 号議案, 農地法第 5 条の規定による許可申請の件です。事務局より説明をお願いいたします。
谷川主任	第 2 号議案, 農地法第 5 条の規定による許可申請の件。 議案書は 7 ページをご覧ください。 今月は 1 件の申請が出されております。 申請内容についてご説明します。議案書は 8 ページをご覧ください。 案件 1 は, 池, 登記地目畑, 現況雑種地, 151 m²を賃借人の法人が露天の駐車場に転用するため, 賃貸借権を設定するという内容の申請です。なお, 今回の申請は転用済みの農地に対する許可申請となっております。 現地案内図は, No.14 をご覧ください。ピンクが申請地で, 緑が一体利用地です。 本申請地は, 元々は東側一体利用地と同じ筆でしたが, 今回の申請にあたり, 筆を分筆しております。 農地の区分につきましては, 申請地は農用地区域の指定を受けておらず, 甲種, 1

種、3種、いずれの要件にも当てはまらない農地であるため、第2種農地と判断しております。

それでは、事業計画の内容等についてご説明いたしますので、お手元の資料をご覧ください。

資料1枚目の事業計画書によりますと、借受人は労働者派遣に関わる事業等を行う法人であり、令和2年度に今回の申請地の東側にある一体利用地に農地法第5条許可を受け、高知医療センターに派遣している医療系社員80名のための駐車場を整備しておりました。ところが、施工ミスにより、許可を受けた面積よりも今回の申請地分が多く転用されていたことが測量により判明したため、それを是正するための申請となっております。

資料2枚目の土地利用計画図兼排水計画図をご覧ください。申請地は、軽自動車50台と、普通車30台を駐車できる露天駐車場の一部です。

排水計画については、汚水・雑排水の発生はなく、雨水は自然浸透させる計画です。

次に、造成計画については整地のみで、駐車場部分は土のまま使用し、既存進入路はアスファルト敷きとなっております。

また、進入路については、申請地と一体利用地である東側駐車場の南東にあるスロープを使用し、南側市道から進入する計画です。

申請地周辺の状況は、西側及び北側は貸人所有の土地で、東側は駐車場、南側は市道に接しております。

添付書類については、法人の登記事項証明書の写しが添付されており、資金証明書類については、今回の申請によって新たに発生する資金はなく、賃借人のご厚意により借地料の増額もないため、添付されておられません。

土木委員の意見については、赤線、青線に隣接していないため確認不要であることを、当初の申請時である令和2年度に確認しております。

また、本申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員が申請者となっていることを事務局にて確認しております。

以上で、第2号議案の説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第二事前審査会です。第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。

森田委員

案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に入ります。ご意見やご質問があ

委員 議長	りましたらお願いします。 (意見・質問なし) ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。 本案件については、「許可相当」との意見を付して、申請書を県知事に送付することとしますが、ご異議ありませんか。
委員 議長	(異議なし) そのように決定いたします。 続きまして、第3号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。 今月は、貸借権設定、中間管理権設定・一括方式がありますが、全て一括して審議いたします。
谷川主任	事務局より議案の説明をお願いします。 第3号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件、①貸借権設定。 議案書は10ページをご覧ください。今月は48件の申請が出されており、内訳は新規設定が23件、更新設定が25件となっております。 議案書11ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。 まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が46人で延べ52人、利用権の設定を受ける者が35人で延べ52人となっております。 土地の内訳は、田が151筆で89,919.67㎡、畑が21筆で12,428.36㎡、合計172筆で102,348.03㎡です。 設定の内訳は、新規設定が62筆で33,278.03㎡、更新設定が110筆で69,070㎡となっております。 利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。 なお、開始日についてですが、今月は開始日が4月1日の案件と5月1日の案件が混在しております。これは法改正により令和7年4月1日から相対の利用権設定は公告ができなくなり、これに対する措置として、公告の担当課である農林水産課と協議の上、公告日については、通常は毎月1日であることを令和7年3月28日としたほか、開始日が5月1日の案件も公告できるように、今月の議案に盛り込んだものです。 それでは新規設定の案件のみご説明いたします。議案書12ページをご覧ください。 案件1は、仁井田、登記地目田、現況畑、317㎡外4筆、合計2,570㎡に4月1日

から10年間、使用貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者の内、持分が2分の1を超える方の同意があることを事務局にて確認しております。

借人の法人は、農地所有適格法人ではないため、農地が適正に利用されない場合においては貸借を解除されるという、解除条件付きの貸借権の設定となっております。

そのため、法人の定款と登記事項証明書、農地の使用貸借契約書が添付されております。

また、本案件の借人は、農地台帳に登録がないため、耕作計画書の添付があります。耕作計画書によりますと、借人は香美市と香南市にある借入地で、文旦・小夏・ユズ等の柑橘類を生産しており、今回の申請地でも柑橘類を栽培し、今後は経営拡大していく予定であるとのことです。

続きまして、議案書13ページの案件3は、仁井田、畑、1,035㎡に5月1日から10年間、使用貸借権を設定するものです。なお、貸人と借人は、祖母と孫の関係とのことです。

続きまして、議案書は16ページをご覧ください。案件7は、屋頭、田、948㎡に4月1日から3年間、貸貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書は17ページから18ページに跨ります案件9は、高須、田、595㎡外9筆、合計8,756㎡に4月1日から3年間、貸貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は、これまで別の方が貸貸借権を設定して耕作していた土地ですが、予め農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約通知書を提出して解約手続きをしております。合意解約通知については、後ほど議案外の案件としてご報告いたします。

続きまして、議案書19ページに跨ります案件10は、高須、登記地目田、現況畑、181㎡の内160.87㎡外1筆、合計306.47㎡に4月1日から5年間、使用貸借権を設定するものです。

借人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書の添付があります。耕作計画書によりますと、借人はこれまで農業の経験はありませんが、今回の申請地では自家消費用の玉ねぎや根菜類の栽培を考えており、農業機械は所有していませんが、面積があまり大きくないので、手作業での耕作を予定しているとのことです。

続きまして、案件11は、高須、登記地目田、現況畑、731㎡の内696.56㎡に4月1日から5年間、使用貸借権を設定するものです。

耕作計画書によりますと、借人はこれまで農業の経験はありませんが、今回の申請地では自家消費用の玉ねぎや根菜類の栽培を考えているとのことです。

続きまして、議案書は 22 ページをご覧ください。案件 16 は、布師田、田、130 m² 外 6 筆、合計 1,264 m² に 4 月 1 日から 5 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は、これまで別の方が賃貸借権を設定して耕作していた土地ですが、本件申請と同時に農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知書を提出して解約手続きをしております。合意解約通知については、後ほど議案外の案件としてご報告いたします。

続きまして、議案書は 26 ページをご覧ください。案件 22 は、大津乙、田、575 m² に 4 月 1 日から 7 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は、これまで別の方が賃貸借権を設定して耕作していた土地ですが、予め農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約通知書を提出して解約手続きをしております。合意解約通知については、後ほど議案外の案件としてご報告いたします。

続きまして、議案書は 28 ページをご覧ください。案件 25 は、大津甲、田、1,388 m² に 4 月 1 日から 5 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書は 29 ページから 30 ページに跨ります案件 27 は、介良丙、田、470 m² 外 7 筆、合計 2,680 m² に 4 月 1 日から 5 年間、賃貸借権を設定するものです。なお、申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 31 ページに跨ります案件 29 は、春野町弘岡上、田、664 m² 外 2 筆、合計 1,261 m² に 4 月 1 日から 2 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 33 ページをご覧ください。案件 33 は、春野町芳原、田、795 m² に 5 月 1 日から 10 年間、使用貸借権を設定するものです。

借人の法人は農地所有適格法人ではないため、農地が適正に利用されていない場合は貸借を解除されるという、解除条件付での使用貸借権の設定となっております。そのため、法人の定款と登記事項証明書、農地の使用貸借契約書が添付されております。

続きまして、案件 34 は、春野町東諸木、田、991 m² に 4 月 1 日から 10 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、賃借人である法人は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 34 ページの案件 35 は、春野町東諸木、田、1,153 m² に 4 月 1 日から 5 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 36 は、春野町西諸木、田、1,357 m² に 4 月 1 日から 5 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書は 36 ページをご覧ください。案件 39 は、春野町甲殿、田、330 m²に 5 月 1 日から 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 40 は、春野町甲殿、田、970 m²に 4 月 1 日から 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 37 ページの案件 41 は、春野町甲殿、田、655 m²外 2 筆、合計 1,246 m²に 4 月 1 日から 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 42 は、春野町甲殿、登記地目田、現況畑、102 m²外 1 筆、合計 1,000 m²に、4 月 1 日から 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 38 ページの案件 43 は、春野町甲殿、田、588 m²に 4 月 1 日から 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 44 は、春野町甲殿、田、320 m²外 1 筆、合計 713 m²に 4 月 1 日から 20 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 39 ページの案件 45 は、春野町甲殿、登記地目田、現況畑、720 m²に 4 月 1 日から 30 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者は備考欄に記載のある相続人代表者のみであることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 40 ページに跨ります案件 46 は、春野町甲殿、田、181 m²外 4 筆、合計 1,935 m²に 4 月 1 日から 30 年間、賃貸借権を設定するものです。

なお、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者は備考欄に記載のある相続人代表者のみであることを事務局にて確認しております。

①貸借権設定については以上です。

続きまして、②中間管理権設定・一括方式の説明に移ります。

議案書は 43 ページをご覧ください。今月は 20 件の申請が出されており、内訳は、新規設定が 8 件、更新設定が 12 件となっております。

議案書 44 ページに、利用権設定の総括表を掲載しておりますので、ご覧ください。

まず、表の上段をご覧ください。今月は、利用権を設定する者が 21 人で延べ 44 人、利用権の設定を受ける者が 10 人で延べ 44 人となっています。

土地の内訳は、田が 89 筆で 41,891.86 m²、畑が 9 筆で 11,769 m²、合計 98 筆で 53,660.86 m²です。

設定の内訳は、新規設定が 23 筆で 17,821 m²、更新設定が 75 筆で 35,839.86 m²となっております。

}
利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

それでは新規設定の案件のみご説明いたします。議案書は 45 ページをご覧ください。

案件 1 は、針木西，登記地目田，現況畑，647 m²外 2 筆，合計 4,437 m²を 4 月 1 日から 10 年間公社が借り受け，最終貸付人へ 10 年間貸借権を設定するものです。貸付予定者は，現地で果樹を栽培する予定とのことです。

なお，本件申請地は未相続地となっておりますが，相続権者の内，持分が 2 分の 1 を超える方の同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして，議案書は 46 ページから 47 ページに跨ります案件 4 は，大津甲，田，446 m²外 4 筆，合計 4,219 m²を 4 月 1 日から 5 年間公社が借り受け，最終貸付人へ 5 年間貸借権を設定するものです。貸付予定者は，現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして，議案書 48 ページに跨ります案件 5 は，大津乙，田，1,475 m²外 2 筆，合計 2,803 m²を 4 月 1 日から 5 年間公社が借り受け，最終貸付人へ 5 年間貸借権を設定するものです。貸付予定者は，現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして，議案書 49 ページの案件 7 は，大津甲，田，499 m²を 4 月 1 日から 5 年間公社が借り受け，最終貸付人へ 5 年間使用貸借権を設定するものです。貸付予定者は，現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお，申請地は未相続地となっておりますが，相続権者全員の同意があることを事務局にて確認しております。

また，本案件については，相続人代表者と貸付予定者との間に覚書が取り交わされております。本日，覚書の写しを机上配布しておりますのでご確認ください。

続きまして，案件 8 は，大津乙，田，961 m²外 1 筆，合計 1,458 m²を 4 月 1 日から 5 年間公社が借り受け，最終貸付人へ 5 年間使用貸借権を設定するものです。貸付予定者は，現地で水稻を栽培する予定とのことです。

本案件については，土地所有者と貸付予定者との間に覚書が取り交わされております。本日，覚書の写しを机上配布しておりますのでご確認ください。

続きまして，議案書は 53 ページをご覧ください。

案件 13 は，春野町弘岡中，田，1,039 m²を 4 月 1 日から 5 年間公社が借り受け，最終貸付人へ 5 年間貸借権を設定するものです。貸付予定者は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして，議案書 57 ページをご覧ください。

	案件 19 は、春野町弘岡下，登記地目田，現況畑，570 m²外 2 筆，合計 1,351 m²を 4 月 1 日から 5 年間公社が借り受け，最終貸付人へ 5 年間賃貸借権を設定するものです。貸付予定者は現地で野菜を栽培する予定とのことです。 続きまして，議案書 58 ページの案件 20 は，春野町西分，登記地目田，現況畑，508 m²外 1 筆，合計 2,015 m²を 4 月 1 日から 3 年間公社が借り受け，最終貸付人へ 3 年間賃貸借権を設定するものです。貸付予定者は現地で野菜を栽培する予定とのことです。 以上，計画の内容は，更新設定も含めて経営面積・従事日数等，改正前・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。 全ての案件について，本会で計画が妥当なものと決定されますと，令和 7 年 3 月 28 日付で高知市が公告し，効力が発生するものです。 以上で，第 3 号議案の説明を終わります。
議 長	第 3 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いします。案件が第一，第二，第三，第四事前審査会です。
大崎委員	第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。
議 長	次に，第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いいたします。
森田委員	貸借権設定の案件 1 から案件 8 について，計画を妥当なものと認めました。
議 長	次に，第三事前審査会の中島正根副委員長から報告をお願いいたします。
中島正根委員	貸借権設定の案件 9 から案件 28 と，中間管理権設定・一括方式の案件 3 から案件 11 については，計画を妥当なものと認めました。
議 長	次に，第四事前審査会の川澤副委員長から報告をお願いいたします。
川澤委員	貸借権設定の案件 29 から案件 48 と，中間管理権設定・一括方式の案件 12 から案件 20 については，計画を妥当なものと認めました。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。それでは審議に移ります。 まず，中間管理権設定・一括方式の案件 10，案件 11 については，申請の当事者が農業委員の同居の親族となっておりますので，先に審議したいと思いますが，ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	それでは，該当の案件について審議します。該当の委員は本案件を審議する間は退席をお願いします。
該当委員	(退席)

議 長	この案件について、ご意見やご質問がございましたらお願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら審議を終わります。
	中間管理権設定・一括方式の案件 10、案件 11 については、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ありませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	この件については、計画を妥当なものと決定いたします。
	事務局は、委員を復帰させてください。
該当委員	(着席)
議 長	それ以外の案件を審議いたします。
	ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。
委 員	(意見・質問なし)
議 長	ご意見やご質問がないようでしたら、審議を終わります。
	審議済みの案件を除く全ての案件について、計画を妥当なものと決定することに、ご異議ございませんか。
委 員	(異議なし)
議 長	そのように決定いたします。
	議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
谷川主任	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	① 農地法第 3 条の 3 の規定による農地取得届出の件について報告いたします。議案書 60 ページの地区別申請一覧をご覧ください。
	今月は 3 件の届出があり、地区の内訳は、三里と五台山に跨った案件が 1 件、布師田と一宮に跨った案件が 1 件、介良が 1 件となっております。
	それぞれの案件については、議案書 61 ページから 63 ページに掲載しております。
	全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員に確認していただき、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、②農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の件について報告いたします。議案書 65 ページの地区別申請一覧をご覧ください。
	今月は 2 件の届出があり、地区の内訳は、大津が 1 件、介良が 1 件となっております。それぞれの案件については、議案書 66 ページに掲載しております。
	全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、③農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の件について

議 長 委 員 議 長	報告いたします。議案書 68 ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は 7 件の届出があり、地区の内訳は、朝倉が 3 件、旭が 1 件、初月が 2 件、潮江が 1 件となっております。それぞれの案件については、議案書 69 ページから 70 ページに掲載しております。 全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局専決処理により受理通知書を交付しております。 続きまして、④農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件について報告いたします。議案書 72 ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は 6 件の通知があり、地区の内訳は、朝倉が 1 件、旭が 1 件、高須が 1 件、布師田が 1 件、大津が 1 件、春野が 1 件となっております。案件については、議案書 73 ページから 76 ページに掲載しております。 なお、議案書 73 ページの案件 2、議案書 74 ページの案件 4、議案書 75 ページの案件 5 は第 3 号議案、①賃借権設定の議事でご説明しましたとおり、新たに別の方と賃借権設定をするための合意解約となります。 また、議案書 76 ページの案件 6 は、第 1 号議案の議事でご説明しましたとおり、所有権を移転するために解約したものです。 全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことを確認していただき、事務局専決処理により受理しております。 続きまして、⑤非農地証明願の件について報告いたします。 議案書 78 ページの地区別申請一覧をご覧ください。 今月は 9 件の非農地証明願があり、地区の内訳は、朝倉が 3 件、三里が 2 件、五台山が 1 件、一宮が 1 件、春野が 2 件となっております。 それぞれの案件については、議案書 79 ページから 80 ページに掲載しております。 全ての案件について、農業委員と担当区域の農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認をし、何れも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局専決処理により、非農地証明書を交付しております。 以上で、議案外報告を終わります。 議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。
----------------------------------	---

事務局報告 議長 上田次長 議長 委員 議長	事務局からの連絡がありましたら、お願いします。 (令和7年度・今後のスケジュール(予定)について資料に基づき説明) 事務局からの連絡に関しまして、何かご意見やご質問がございましたら、お願いいたします。 (意見・質問なし) ご意見やご質問がないようですので、事務局からの連絡を終わります。
その他 議長 委員 議長	その他の件で、何かご意見・ご質問はございませんか。 (意見・質問なし) ご意見・ご質問がないようでしたら、本日の農地総会を終了いたします。
次回農地総会 議長	次回の農地総会は4月7日(月)を予定しております。
閉会 議長	(議長 加藤孝幸 挨拶して閉会を宣す。(午後4時24分)) 以上で、本日の農地総会を終了いたします。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する。

令和 7 年 7 月 7 日

議長

加藤孝幸

議事録署名委員

池澤 誠

議事録署名委員

山脇 天臣

議事録作成者

近森 象太